

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善
に係る公開会合
第5回会合議事録

令和5年3月23日（木）

原子力規制庁長官官房緊急事案対策室

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第5回会合
議事次第

1. 日 時：令和5年3月23日（木）13:30～15:30

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室BCD

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

古金谷敏之 長官官房 緊急事態対策監
杉本 孝信 実用炉監視部門 安全規制管理官
村田 真一 実用炉監視部門 統括監視指導官
木村 仁美 核燃料施設等監視部門 管理官補佐
福永 忠 核燃料施設等監視部門 原子力運転検査官
宮坂 直行 実用炉監視部門 総括係長
近田 啓 事故対策室 係長

(2) 事業者

三五 英樹 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部
運転管理グループマネージャ
長江 祐也 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部
運転管理グループチームリーダー
廣崎 正幸 日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課
課長
中村 圭祐 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 技術副主幹
福島 学 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹
大内 靖宏 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹
椎名 秀徳 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹
水津 祐一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センター 技術部 次長
福田 一仁 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター 技術部 技術管理課 課長

沖本 克則 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課 課長

金山 文彦 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
環境技術開発センター 計画管理課・技術副主幹

高島 英治 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
放射線管理部 線量計測課 マネージャー

滝本 美咲 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
放射線管理部 線量計測課 主査

井崎 賢二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
保安管理部 安全対策課 課長

米澤 理加 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所
保安管理部 安全対策課 マネージャー

市毛 聡 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 施設安全課 課長

川俣 貴則 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 施設安全課 技術副主幹

伊勢田浩克 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 課長

金井 克太 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター 保安管理課 課長

安 和寿 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター 保安管理課 マネージャー

松原 達郎 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 核燃料取扱主任者

梅澤 克洋 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 核燃料取扱主任者代行者

八木 直人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 部長

森本 靖之 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 次長

伊東 康久 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 安全管理課 課長

西村 善行 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 安全管理課 マネージャー

池田 幸喜 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
東濃地科学センター 保安・施設管理課 課長

辻中 秀介 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
東濃地科学センター 保安・施設管理課 マネージャー

瀬山 健司 原子燃料工業株式会社 東海事業所 環境安全部
安全管理グループ長

川村 慧 原子燃料工業株式会社 東海事業所 環境安全部 安全管理グループ
森 延秀 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
保安管理部 担当副部長

小高 大 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
保安管理部 保安管理課 担当課長

小又 智 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長

久野 義夫 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 主査

三橋 雄志 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 主査

熊埜御堂 宏徳 東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 原子炉技術担当部長

増山 忠治 東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 臨界実験装置室長

山田 茂 東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 放射線管理室長

藤江 誠 東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 放射線管理室員

小木曾 拓也 株式会社日立製作所 王禅寺センタ 管理グループ長

小澤 朋紀 株式会社日立製作所 王禅寺センタ 技師

佐藤 勇 東京都市大学 原子力研究所 所長

内山 孝文 東京都市大学 原子力研究所 技師

大村 直孝 立教大学 原子力研究所 管理室長

芳原 新也 近畿大学 原子力研究所 管理室長

水迫 文樹 日本核燃料開発株式会社 保安管理部 部長

油田 良一 日本核燃料開発株式会社 核燃料取扱主務者 社長補佐

| | | | |
|--------|------------------|--------------|--------------------|
| 水戸 紀之 | 日本核燃料開発株式会社 | 品質知財本部 | 部長代理 |
| 土橋 弘和 | 日本核燃料開発株式会社 | 研究部 | ホットラボグループ グループリーダー |
| 齋藤 康弘 | 日本核燃料開発株式会社 | 保安全管理部 | 工務グループ グループリーダー |
| 赤阪 幸寿 | 日本核燃料開発株式会社 | 管理部 | 総務グループ 部長代理 |
| 近藤 政義 | 日本核燃料開発株式会社 | 保安全管理部 | 安全管理グループ グループリーダー |
| 畠中 照夫 | 公益財団法人核物質管理センター | 安全管理室 | 室長 |
| 武内 信義 | 公益財団法人核物質管理センター | 六ヶ所保障措置センター | 参事 |
| 向井 利一 | 公益財団法人核物質管理センター | 六ヶ所保障措置センター | 安全管理課 課長代理 |
| 伊藤 寛 | 公益財団法人核物質管理センター | 東海保障措置センター | 技術副主席 |
| 吉田 勝則 | 公益財団法人核物質管理センター | 東海保障措置センター | 安全施設課 課長代理 |
| 柴沼 洋之 | 公益財団法人核物質管理センター | (東海保障措置センター) | 安全施設課 主査 |
| 佐藤 泰彦 | MH I 原子力研究開発株式会社 | 安全管理部 | 部長 |
| 折井 明仁 | MH I 原子力研究開発株式会社 | 安全管理部 | 次長 |
| 町田 博 | MH I 原子力研究開発株式会社 | 安全管理部 | 主幹 |
| 村田 英太郎 | MH I 原子力研究開発株式会社 | 安全管理部 | 主幹 |
| 青木 聖 | MH I 原子力研究開発株式会社 | 安全管理部 | 主任 |
| 山口 洋一郎 | MH I 原子力研究開発株式会社 | 原子力 3S 統括者 | |

4. 議 事

- (1) 核燃料施設等に係る原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について
- (2) その他

5. 配付資料

- 資料 1 核燃料施設等に係る原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について
- 参考資料 1 令和 4 年度第 2 回検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談資料 2 (令和 4 年 10 月 6 日)
- 参考資料 2 令和 4 年度第 3 回検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談資料 3 (令和 4 年 12 月 22 日)

○古金谷対策監 それでは、定刻になりましたので、第5回目になりますけれども、原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を始めたいと思います。

少し間が空きましたけれども、今日、主に議論したいのは、グレーデッドアプローチの関係、それから廃止措置の関係、それから当初のところに廃棄物も含めるかどうかというような、この三つが主な意見交換のトピックスということになろうかと思います。

本日もウェブの開催ということになります。今後、新型コロナの関係もかなり下火になってきましたので、会議のやり方自体も、また今後は対面でやる、あるいはハイブリッドでやる、いろいろなオプションで検討はしたいと思いますので、また皆さんからも御意見をお聞かせいただければというふうに思いますが、今日は引き続きウェブでということでお願ひします。

それから、質問者の方、先ほど事務方からも少し案内がありましたけれども、できれば、発言したい場合には、カメラをオンにさせていただいて、こちらも、今日、多くの参加者がいらっしゃると思いますので、どの方が発言したいということで求めているかというのは、詳しく、凝視して、画面が分かるようにしたいと思いますけれども、手を挙げていただくとか、あるいは手を挙げるだけではなくて、手を振っていただくとか、分かりやすいように、こちらで認識できるように、御協力をお願いできればなというふうに思っております。

それから、あと、発言の場合に、資料を事前に皆さんと共有いただいていると思いますけれども、ページ数だったり、ウェブですので、どこのどの部分の資料を今発言しているのかというようなところ、分かりやすいように、御留意をしていただければというふうに思います。

あと、発言が終われば、マイクはミュートにさせていただくということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日は議題一つということで、先ほど三つのトピックスと申し上げましたけれども、基本的には、今日御参加いただいているのは、核燃施設の事業者の方々ということでございますので、核燃施設の法令報告の改善について御議論させていただきたいということでございますので、先ほど申し上げました3点に関して、ポイントをまとめた資料を準備しておりますので、まずはこちらのほうから、規制庁のほうから、資料1に基づいて御説明させていただいて、その後、一つ一つ順番に議論を進めていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

では、事務局のほう、よろしいですか。木村さん、お願ひします。

○木村補佐 では、事務局、原子力規制庁核燃料施設等監視部門の木村のほうから、資料1に基づきまして、本日のトピックス3点、御説明させていただきます。

まず、資料1の冒頭に、背景ということで書かせていただきましたが、これまでの経緯、簡単にまとめてございます。炉規法に係る法令報告の改善につきまして、昨年3月までに、この会合も4回行いまして、報告書の提出の期日、いわゆる10日報と呼んでいたものの期日の見直しであったりとか、発電用原子炉施設の制御棒の過挿入に係る報告について

見直しをしまして、関係規則の改正を行いました。その際に、核燃料施設につきましては、故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチですとか、廃止措置計画認可後の法令報告の対象について、検討が途中ということで、宿題という形になっておりました。今般、少し時間は開いてしまったんですけれども、これらにつきまして、核燃料施設等設置者の皆様と意見交換を行いまして、その結果も踏まえて、先ほど古金谷から示しました3点について、議論をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、その下、1点目、1.ということで、故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチについて御説明いたします。

法令報告につきましては、それぞれ、炉規法の下に加工規則ですとか、再処理規則ですとか、各事業ごとに規則で法令報告の事象が規定をされてございます。その具体例につきましては、参考資料1のほうで、3ページ目からずらっと記載をさせていただいているんですけれども、すみません、ちょっと細かいので、別途、お手元に資料を御準備いただいて、見ていただいたほうがいいと思うんですけれども、こちらのほうで規定をしております。大体、核燃料施設につきましては、2号というものが故障に係る法令報告ということになっておまして、こちらについては、施設が故障した場合に、『事業に支障を及ぼしたとき』に法令報告してくださいということになっています。この目的につきましては、安全に影響を及ぼすような事象であったりとか、施設の安定な運転に影響を及ぼすような故障を把握するというところで考えておまして、この旨、これまでの公開会合でも資料として整理をしております。

一方で、核燃料施設と一言で申しまして、いろんなレベルのものがありまして、リスクも、それなりに大きいものから、かなり小さいものまでございます。リスクが小さい施設につきましては、このような故障に係る法令報告事象につきましても、原子力安全に及ぼす影響が限定的であるというようなものもあると考えられます。それから、法令報告につきましては、2号の法令報告というお話もしてきたんですけれども、故障に係るものは、実は次の3号というものも故障に係るものになっておまして、特に安全機能に関する故障は、それぞれの事業規則の第3号のほうで報告をしてくださいという規則になっております。ということで、法令のほうで、故障に係るものは2号と3号に分かれているという状況でもございます。このような状況を踏まえまして、昨年10月に、核燃料施設等の事業者の方と意見交換を行いました。こちらにつきましては、我々、核燃料施設等監視部門のほうで、四半期に1回を目途に行っている意見交換会の中で御意見を伺って、10月に意見を伺い、12月の面談で取りまとめをしたということになっております。そちらの資料につきまして、本日は参考資料1と2という形で、資料につけさせていただいております。

このときの意見交換の結果につきまして、参考資料2のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料2の、今お話をしているグレーデッドアプローチの件につきましては、3ページと4ページに該当箇所がございます。

まず、3ページの上のほうなんですけれども、各事業規則の2号と3号の在り方ということで、こちら、統合してはどうかという御意見をかなり多くいただいております。

それから、2号と3号の区別についてということで、その下に幾つか御意見もいただいております。幾つかの事業者さんの中で、このように解釈をしておりますとか、実際に困難なことがありましたというような御意見もいただきました。

それから、一番下のその他のところで、事業に支障を及ぼした場合に法令報告することになっているけれども、事業に支障って何ですかねというようなコメントもいただいております。

続いて、4ページのほうなんですけれども、法令報告のグレーデッドアプローチにつきましても御意見をいただきました。多くは、今、上半分の下線が引いてあるところ、施設のリスクを考慮して、法令報告を一部不要とするようなグレーデッドアプローチを検討してはどうかというような御意見。それから、下のほうも、核燃料物質の有無であったりとか、施設の特徴、発生事象の重要度といったものに基づいて、グレーデッドアプローチを検討してはどうかという御意見を多くいただいております。

というのが、10月と12月に行った意見交換の結果でございました。

また資料1にお戻りいただきまして、これらを踏まえて、我々、事務局のほうで対応案ということで、1ページ目の下のほうから、白丸で書かせていただいているものを案として御提示いたします。

まず一つ目が、核燃料施設等に係るグレーデッドアプローチにつきまして、リスクによって法令報告への対応を分けるということをしてはどうかと思っております。次のページに、例えばこのようなことでどうでしょうということで、例をお示ししました。法令報告、これ、今の状況なんですけれども、法令報告は、事象が発生した後に直ちに報告していただくものと、その事象の状況だったりとか、それに対する処置を遅滞なく報告するという、この2本立てになっております。目的としては、「直ちに報」は事象の発生を早期に把握するという、それから「遅滞なく報」と言っているものは、同じような事象の再発を防止するであるとか、水平展開するであるとか、あと、規制要求の見直しが必要かということを検討するということと考えております。

グレーデッドアプローチの案として、これらの整理を参考に、「直ちに報」、「遅滞なく報」の報告の要否というものを分けてはどうかということを考えました。

まず、一つ目の「直ちに報」につきましては、事象の発生を早期に把握するという目的であるということから、これはリスクに関係があるものではございませんので、引き続き全施設に対して報告を求めるといってどうかと考えております。

その後の「遅滞なく報」、処置だったりとか、御報告いただくものなんですけれども、こちらにつきましては、人や環境への影響が限定的と想定されるような施設につきましては、法令報告という形ではなくて、通常の我々の規制検査の活動の中で、事業者の皆様の対応状況を確認するというようにして、法令報告という形での報告を不要としてはどうかとい

うふうに考えております。ここで、報告を求める施設というものも我々のほうで考えてお
りまして、事業の許可ですとか指定のときに、重大事故ですとか、多量の放射性物質等を
放出する事故、いわゆるBeyond DBAと呼ばれているものが想定されているような加工施設、
それから一部の試験研究炉、再処理、使用（41条該当の使用施設）という方々については、
引き続き、故障に係る法令報告についても「遅滞なく報」を求めることをしてはどうかと。
一方で、500kW未満の水冷却型の試験炉であるとか、貯蔵、埋設、廃棄物管理、それから
令41条非該当の使用施設といったところについては、「遅滞なく報」の御提出は不要とい
うことにしてはどうかというふうに考えております。

あわせて、次の白丸なんですけれども、先ほど法令報告については、それぞれ事業規則
の2号と3号に、故障に係るものが分かれていますというお話をしたんですけれども、これ
について、原子力施設の安全に関する事象を報告対象とするということで統合してはどうか
かと考えております。

あわせて、次白丸のところ、法令報告は、「事業に支障を及ぼしたとき」に報告してく
ださいということに今なっているんですけれども、事業に支障を及ぼしたかどうかという
よりも、原子力施設の安全に関する事象が発生したかどうかということ報告対象として
はどうかということで、この部分を規則上、ちょっと文言を改正してはどうかというふう
に考えてございます。

以上が、1点目の故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチという部分になります。

続きまして2点目、廃止措置段階における法令報告対象ということで、御説明をいたし
ます。

こちらについては、廃止措置段階にある、こちら発電用原子炉施設の法令報告につきま
しては、廃止措置の進捗状況に応じて状態が変化するというので、その時点で安全に関
する事象のみを法令報告の対象とするということで、規制委員会の訓令のほうで既に定め
られております。

一方で、核燃料施設等については、このような訓令の定めがないということで、事業者
の皆様との意見交換会でも、このような訓令への記載について提案をいただいております。

具体的に、今、発電用原子炉施設の訓令はどうなっているかというのが、資料1の5ペー
ジのほうに、（別紙）という形で書いてございます。こちら、実用炉の訓令の一番最後に、
その他ということで記載されているものなんですけれども、廃止措置にある発電用原子炉
の取扱いということで、「運転終了から全ての使用済燃料をサイト外に搬出するまで」と
いうものと、「全ての使用済燃料がサイト外に搬出されているとき」で、それぞれ法令報
告の対象とする号を一部絞ったりであるとか、その時点での安全に関する事象のみを報告
対象とするということを明記してございます。

このようなことを記載してはどうかということで、事業者の皆様から御意見をいただ
いたというふうに認識をしております。

実際にいただいている御意見が、また参考資料2のほうに飛んでいただきまして、5ペー

ジ目、実際にいただいている御意見が、そこに記載のあるものとなりますけれども、試験炉においても、使用済燃料がサイト外になった場合に、一部の法令報告を不要としてはどうかということであるとか、それから、一つの事業所で複数の施設の許可を有する場合の考え方を規定してほしいというような御意見もいただきました。

これに基づいて、我々のほうで対応案を考えましたということで、すみません、もう一度、資料1のほうにお戻りいただきまして、3ページの真ん中、少し上のところ、白丸で書いてあるところです。まず、発電用原子炉施設の訓令に倣って、廃止措置段階において、核燃料物質を搬出した後は法令報告対象を一部除くということで、発電用原子力施設以外の核燃料施設等の訓令に記載してはどうかというふうに考えております。

それで、特に使用施設なんですけれども、一つの使用許可の中で複数の施設を許可しているという場合が実際ございます。そのような場合、一部を廃止するとき、廃止措置という形ではなくて、使用の変更許可という形で、廃止に向けた措置を行っている施設があるという状況を考慮しまして、このような廃止に向けた仕様変更許可を行っているというような場合には、それをもって廃止措置計画認可を受けた施設と同じような扱いということで、一部の法令報告対象を除外してはどうかというふうに考えております。

具体的にどういうことかということ、（別紙）ということで、もう一度先ほどの5ページ以降のところにお戻りいただきまして、5ページのところで実用炉の例をお示したんですけれども、6ページで、イメージとして、こんなふうに改正するのかなと我々が考えている案がございます。具体的には、試験研究炉につきましては、発電用原子炉と似たような構造になっているのかなと思いますので、今、発電用原子炉となっている部分を試験研究用原子炉ということで、読み替えるということをおイメージしております。それから、使用施設につきましても、核燃料物質使用施設ということで、読み替えのような形になるのかなと思っておりますけれども、あわせて、その下に記載をしておりますように、廃止措置にある核燃料物質使用施設、この後に括弧書きということで、（廃止に向けた設備の解体・撤去等を行うための使用変更許可を受けた施設を含む。）については、廃止措置の進捗状況により云々ということで、廃止措置ではないけれども、使用変更許可をもって同じように考えてはどうかということで、このようなイメージで考えてございます。

今、ここに試験研究炉と使用施設だけ書かせていただいておりますが、ほかの施設につきましても、同様の変更をしたいというふうに考えております。もちろん、ちょっと発電用原子炉施設と立てつけが違ったりする部分もありますので、そこは今後、詳細には検討いたしますが、イメージとしてお考えいただければと思います。

こちらが2点目の廃止措置段階のお話になります。

続きまして、資料1の3ページ目にお戻りいただきまして、3.核燃料物質によって汚染された物が盗取又は所在不明となった際の対応ということで、こちらなんですけれども、これ、昨年、この炉規法の法令報告の改善に係る規則改正を行った際に、パブリックコメントで一般の方からいただいた御意見についての検討になります。

これは具体的には何かと申しますと、参考資料1の大きな番号で書いてある通しページ、17ページというのを御覧いただきたいんですが、こちらの6番というパブリックコメント、これは実際に規制委員会の資料としてお出ししているものなんですけれども、この6番というところで、核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、外運搬報告基準第1号に該当しないのかということまでいただいております。

これ、どういうことかと申しますと、「外運搬規則」のほうで、核燃料物質が輸送中に盗取又は所在不明という状況になったら、法令報告してくださいというような規定があるんですけれども、そこには核燃料物質そのものがなくなった場合に法令報告してくださいと書いてあるんですけれども、核燃料物質によって汚染されたような物がなくなった場合は、ここでは該当しないということに今なっております。これって該当しないんですかというようなお尋ねをパブリックコメントでいただきまして、その際の回答として、今、外運搬規則の法令報告の事象には該当しませんということで回答をしております。前のページ、その6番の右側のカラムの一番上のところ、核燃料物質によって汚染された物がなくなった場合は、外運搬規則の法令報告事象には該当しませんということで回答しております。ただ、その後、なお書きのところで、核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明の扱いについては、今後の検討課題としますということで、我々、事務局の宿題ということになってございました。

そこで、すみません、資料1の3ページにお戻りいただきまして、下から二つ目のパラグラフですかね、外運搬規則以外の規則につきましても、併せて検討しますということで、前回の規制委員会のときにお話しておりますので、外運搬規則も含めて、核燃料物質によって汚染された物、なくなったらどうしますかということで検討をしました。

今、実際どうなっているかと申しますと、先ほどお話ししたように、外運搬規則については、核燃料物質そのものがなくなったときに法令報告してくださいとなっております。これは、外運搬規則以外の炉規法系の規則、実用炉ですとか、再処理ですとか、そういう規則についても同じように、核燃料物質そのものが盗取又は所在不明な場合に法令報告してくださいということになっております。それから、規制委員会の関係で申しますと、放射性同位元素の規制に関する法律も、やはり同じように法令報告の規定がございますが、そちらでも「放射性同位元素」のみが対象となっております。

一方で、輸送については、国土交通省ですとか、警察庁のほうでも法令報告の規定がございますけれども、そちらでは、「核燃料物質等」であるとか、「放射性同位元素等」ということで、こちらについては、「汚染された物」も盗取又は所在不明となった場合には、法令報告を求めるとような規定になってございます。

これにつきまして、同じように、昨年10月と12月に、核燃料施設等の事業者の皆様と意見交換を行いまして、そちらの結果をまとめたものが、すみません、再び、参考資料2の6ページ、7ページになります。こちらについては、かなり多くの方にいただいたのが、6ページの上のほうの御意見でして、「核燃料物質によって汚染された物」全体の管理は困難

という御意見をたくさんいただきました。

これにつきましては、「核燃料物質によって汚染された物」と一口で言っても、管理区域内にあるものについては、持ち出す前の段階では汚染されているのかどうか分かりません。持ち出すときに、もちろんサーベイをして、汚染状態を確認して持ち出すということになるけれども、管理区域の中にある状態では、汚染されているかもしれないけど、測っていないから分からないということになるので、核燃料物質によって汚染された物自体を全体量として把握して管理するという事は難しいですという御意見をいただきました。

一方で、放射性廃棄物であれば、核燃料物質によって汚染された物のうち廃棄しようとするものということで、法令上規定されておりますけれども、放射性廃棄物であれば体数管理をしているので、法令報告事象として対応することはできるかもしれないと。ただ、一方で、含有する核燃料物質の量を把握することは、それもちょっと難しいかもしれませんというような御意見もいただきました。

管理区域の話なんですけれども、再び資料1の3ページの下のところにお戻りいただきまして、下から2行目、3行目ぐらいのところですかね、管理区域につきましては、それぞれの原子力施設について、保安規定を我々審査して、認可をするということをしておりますけれども、その際に、管理区域内の物品を搬出する際に講ずべき事項を定めるということを要求しております、実際、管理区域内のものについては、ある程度規制をしているというふうに考えてございます。

このような状況であるということ踏まえまして、対応案として、4ページに二つほど記載をいたしました。

まず1点目ですね。1点目については、原子力施設における規則について、これは実用炉だったりとか、再処理施設とか、加工施設とか、そのような施設に係る規則についてですけれども、このような施設については管理区域があります。管理区域については、核燃料物質によって汚染されたおそれのある物があるけれども、ちゃんと別途規制の対象になっていて、さらには、現実問題として「汚染された物」全体の物量管理も難しそうですということで、こういう原子炉施設に関する規則につきましては、現行の記載、つまり核燃料物質そのものが盗取又は所在不明と場合に限り、法令報告の事象とするという記載を維持してはどうかというふうに考えてございます。

一方で、二つ目の外運搬規則のほうですけれども、こちらについては、管理区域内ということもございまして、これまでは核燃料施設の事業者の皆様と意見交換を行ってきたんですけれども、発電用原子炉の設置者の皆様も含めて、改めて議論を行って、今後の対応について検討したいというふうに考えてございます。

資料1についてはここまでなんですけれども、実は昨年、核燃料施設等の事業者さんと意見交換をさせていただいたときに、1.～3.までの、これに関するものとはちょっと違った視点の御意見もいただいておりますので、そちらも参考資料2のほうで御紹介をさせていただきたいと思っております。

8ページになります。まず、上のほうで、許認可や規制検査との関係整理ということで、検査制度だけではなくて、許認可そのものであったりとかというものとも関係を整理してはどうかということで、御意見をいただきました。我々としても、検査ですとか、法令報告については、より効果的な運用ができるように、それから日常的な活動もある中で、安全上重要な事象に注力して、必要なものに深く対応できるようにということで、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、その他の一番下のところで、いただいている御意見なんですけれども、過去、実際の報告のやり方についてなんですけれども、法令報告以外にも、規制委員会のほうにいろいろ報告をいただいているものがございしますが、震度4以上の地震とか、停電の報告とかということについても、報告いただいているんですけれども、これについて、報告の要領、今、ファクスでということになっておるところを、デジタル化も踏まえて、電子メール等の手段で追加できないかということで、そちらの見直しに係る御意見もいただいております。

ということで、こちら、御紹介をさせていただきます。

ちょっと長くなりましたが、資料1の御説明については以上です。

○古金谷対策監 どうもありがとうございました。

では、これから、いろいろ意見交換させていただければと思います。冒頭申し上げましたように、今日、主に三つ目の論点というところで今御説明いただきましたので、それぞれについて、まず御議論を、一定の時間をそれぞれ取って意見交換をさせていただければと思います。

まず、1番目のグレーデッドアプローチの点について、何か御質問、コメントがあればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

すみません、ちょっと画面を切り替えてもらっていいですか。事業者の方が映るように。ありがとうございます。

今、事業者の方の画面に切り替わりましたので、御発言のある方は、カメラをオンにさせていただいて、手を挙げるなりしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、近畿大学、お願いいたします。

○芳原管理室長 どうも、近畿大学の芳原です。

非常に、御提案として、すごくいい御提案だと私は感じております。方針としては、すごくグレーデッドアプローチを取り入れていただける方向で検討していただけるということで、非常に感謝しているところなんですけど、少し、ちょっと論理を、グレーデッドアプローチ自体を実際にやっていくときに、どのように考えていくのかというところで、少し疑問がございまして、それをお聞きしたくですね。

というのが、第1章で「遅滞なく報」のほうで、リスクの大小に応じてというので、分けるところというのは、相場感的に、確かにそのとおりだというふうなのは感じるんですが、論理立てとして、多分、リスク大小でということになるので、そこで何をリスクとし

て設定するのかという論理のところと、あと大小区分のクライテリア設定のときの背景論理というのを、それは、いわゆる解釈なりなんなりで、表に出る形で定めるのか、そこは、いわゆるバックとして、もう隠した状態で、こうなりますという結果だけでの規定になるのかというところで、どちら方向で考えられておられるかというのをお聞きしたくて質問させていただきました。

○村田統括 実用炉監視部門、村田でございます。

今のお話の部分は、結構重要な部分だと思っていますので、その部分は、やはりバックでというか、こういう議論だけで終わりということではなくて、やはり訓令の部分に、しっかり、その辺りの、どこまで細かく書くかというのはございますけども、どういう考え方で分けているのかという部分は、訓令に書きたいなというふうに思っております。今後、まだ、今日は御議論いただいている段階ですけども、今後、具体的な案を作成していく段階において、その辺のところは確認いただけたらと思っております。

以上です。

○芳原管理室長 ありがとうございます。

○古金谷対策監 これは、あれですか、ざっくり言うと、審査との関係とか、こういう考え方で、今、2ページ目の②というんですか、「遅滞なく報」の考え方というのは、一定の考え方があったんじゃないかと思うんですけども、その辺、もし差し支えなければ、簡単に御紹介いただけますか。

○村田統括 実用炉監視部門、村田です。

今おっしゃっているのは、今回分けているところが、基準ですね、新規制基準と呼んでいる部分ですけども、その部分で、要求されている事項を踏まえて分けているという部分ですので、そういったところの記載をしっかりと訓令の中に書いていくことかなと思っています。そもそも、リスクというか、発電所で言うとSAの求められている／求められていないというのはありますので、そういったところを、そもそも基準として求められていない施設については、「遅滞なく報」は外していくといった形で、基本ラインとしては、規制基準の中で、どういう定めをされているかというところで、区分けをしていくというふうに考えています。

○古金谷対策監 近畿大学、よろしいでしょうか、今の。

ちょっと具体的な記載ぶりは、先ほど村田が申しあげましたように、具体的な規定の案というものは、また次なのか、別途、皆さんにはお諮りして、御相談したいと思っておりますので、具体的には、そこでも御議論いただければと思います。ありがとうございます。

○芳原管理室長 ありがとうございます。

○古金谷対策監 ほかに、どちらか御意見、コメントございますか。

じゃあ、すみません、規制庁のほうから、お願いします。

○木村補佐 すみません、規制庁、木村でございます。

先ほどの、どこで線を引くのかということに関連してなんですけれども、例えば使用施

設につきましても、令41条に該当するような使用施設でも、実際、許可の基準の、許可の審査の際に、施設の特性を踏まえてBeyond DBAの考慮は不要ということで審査をされている施設もあるというふうに認識をしております。そのような施設についても、先ほど御説明したものと、故障に係る法令報告の「遅滞なく報」は求めようということで、案を作成しておりますが、この点について、もし御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。

実際に令41条該当の使用施設をお持ちの事業者の方、もしよろしければ、何か御意見、コメントございますか。

例えばJAEAですかね。どこになりますか。

○木村補佐 そうですね。JAEAさんですか、あとは日本核燃料開発さんとか、もし何かコメントあれば、いただければと思います。

○古金谷対策監 いかがですか。

じゃあ、JAEAの東京事務所の方、お願いします。

○中村技術副主幹 原子力機構、安核本部、中村と申します。

ちょっと今の御質問の趣旨というか、中身を改めて確認させていただきたいんですけども、核燃料の使用施設の、いわゆる41条の該当施設について、さらに施設の要は事故の規模に応じて、この「遅滞なく報」の部分を、より細かく整理できるのではないかという、そういう御質問というふうに理解したんですけども、この認識で合っていますでしょうか。

○木村補佐 規制庁、木村でございます。

そうですね。おっしゃるように、令41条該当でもBeyond DBAがかかっていないような、実質的にかかっていないような使用施設については、「遅滞なく報」を不要とするべきではないかというような御意見が、もしかしたらあるかなと思って伺ったものでした。

○中村技術副主幹 原子力機構、安核本部、中村です。

承知いたしました。要はBeyond DBAみたいな考え方は、現状の使用施設では取り入れられていないという理解でして、要は使用施設の場合は、まず、安重の有無ということで、いわゆる事故の規模を定義しているというふうに理解をしております。そういった意味で、現状、原子力機構の使用施設については、安重の有無ということ、要は5mSvを超えるような事故が発生し得るかどうかといった評価をしてございまして、その観点から言いますと、現状、原子力機構では、そういった5mSvを超えるような施設はございません。なので、ある意味、5mSvという、安重の有無というのが一つの指標とはなり得るという意見には賛成はするんですけども、実態として、そういった施設はないので、現状は、そこで線を引いたところで大きな影響はないのかなといったふうに考えております。

以上です。

○木村補佐 ありがとうございます。

すみません。先ほど私のほうから御説明をさせていただいた案ですと、使用施設で、41

条該当の使用施設につきましては、「遅滞なく報」は引き続き求めるという案になっております。こちらについては、特にBeyond DBAを審査で考慮しているかどうかにかかわらず、求めるということで考えておったんですけれども、その認識は、今、中村さんと合っていますか。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。

その認識は、私もそのとおりです。なので、今回御提案いただいたものを反映というか、取り入れられた暁には、いわゆる機構の使用施設の中で、該当施設と非該当施設で線が引かれて、該当施設の事故・故障事象については、中身において法令報告になると。「遅滞なく報」について求められることというふうな理解をしております。

○木村補佐 規制庁、木村です。

ありがとうございます。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

日本核燃料開発さんもですかね。もし御意見あればと思いますけれども、いかがですか。今のJAEAさんの話では、今のこちらからの提案で基本問題ないのではないかという御意見だったと思いますけれども、もし、核燃料開発さん、何かございましたら、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○油田社長補佐 日本核燃料開発株式会社の油田といいます。

JAEAさんと同様、この提案で私はよろしいかと思えます。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

じゃあ、こちらの今木村のほうから御質問させていただいた点というのは、我々から御提案させていただいた枠組み、考え方ということで、基本、よろしいというような、御賛同いただけたというような形で理解したいと思えます。ありがとうございました。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

規制庁のほうから、何か特別に質問、すみません、JAEAですかね、東京事務所、お願いします。

○中村技術副主幹 原子力機構東京事務所、安核本部、中村です。

まず、「直ちに報」と「遅滞なく報」の件で1点だけ、確認をさせていただきたいんですけども、現状、法令報告の対象となった場合には、当然、「遅滞なく報」というか、要は原因と対策について、最終的に御報告をしているといったところで、対応させていただいているんですけども、仮に「遅滞なく報」がなくなった場合、「遅滞なく報」をリスクに応じて、ある施設については求めなくなるというものだと思うんですけども、「遅滞なく報」がなくなった場合、今、「直ちに報」のみになるというものというふうに理解をしております。そうなった場合に、「直ちに報」で御報告させていただく内容って、本当に、いついつ、どこで何が発生したというレベルのものだと思っております。こういった情報、要は「直ちに報」のみの場合に、「直ちに報」で求める具体的な内容みたいな点について、今、どのようにお考えを持っているかという点、ちょっとお伺いたいたんですけども、

お願いいたします。

○木村補佐 規制庁、木村でございます。

先ほどJAEAさんから御質問があった点ですけれども、「直ちに報」につきましては、これまでと同じように、いついつ何がありましたというようなものだけというふうに考えております。その後のフォローアップを「遅滞なく報」という形で、規制委員会に直接出していただくということにするのか、検査活動の中で、規制検査の中で事業者さんとコミュニケーションを取って、確認をさせていただくことになるのかという差であるというふうに、こちらとしては考えてございます。

以上です。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。

理解いたしました。ちょっと気になったのが、「直ちに報」で終わってしまう場合に、そこで、ある意味、尻切れみたいな感じで終わってしまうようなところを懸念はしていたんですけども、今の御回答のとおり、規制検査の中で御確認いただけるということであれば、きちんと事故の対処のほうもできるかと思っておりますので、この御意見については賛成いたします。

以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

今のJAEAさんの関係で、ちょっとJAEAさんに御質問したいんですけども、当然、検査の中で確認するということになりますけれども、こうした場合に、ほかの関係者への説明とか、あるいは対外的な情報発信という意味では、何かお考えはございますか。

○中村技術副主幹 原子力機構、安核本部、中村です。

そうですね、対外的な発信については、こういった事故・故障が発生した場合には、機構の中でも、外部にどういった形で公表するかといったルールがございますので、規制庁さんに御報告するものとは別に、外部公表のルールに基づいて、外部に対して説明をしていくといった対応になってございます。

○古金谷対策監 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

じゃあ、福永さん、お願いします。

○福永検査官 原子力規制庁の福永ですけども、1点確認したいんですけども、「遅滞なく報」のみという報告の対象の事象になったときに、その事象の水平展開として、今、毎四半期に1回、核安部門で事業者と意見交換の面談を行っているんですけども、そのときに、水平展開として情報共有ができると思っているんですが、もし、「遅滞なく報」がない、「直ちに報」のみの事象が発生して、その事象が、四半期を待たなくて、結構、早めの水平展開をしたほうが良いというような事象って、発生することはあると想定されますか。要するに四半期で待つ、3か月を待つ内容ではなく、もう直ちに皆さんに共有したほうが良いような故障とか、そういったものって、発生する可能性というのはあつたりしま

すか。

○古金谷対策監 これは、あれですかね、JAEAさんみたいな、いろんな施設を持っている方に、答えてもらったほうがいいですかね。

○福永検査官 そうですね。可能でしたら、施設をいっぱい持っているJAEAさんとかから回答いただけると。

○古金谷対策監 いかがですか。今、すぐには想定しにくいというようなこともあるのかもしれませんがけれども、何かコメントあれば、お願いできますか。

原子力機構の東京事務所、お願いします。

○中村技術副主幹 原子力機構、安核本部、中村です。

そうですね、ちょっと今お話に出たとおり、すぐにそういった事象が考えられますといったところ、お答えはできないので、あくまでも推測の話にはなってしまうんですけども、いわゆる今回御提示いただいた案ですと、「直ちに報」の対象となるのが、いわゆる非該当施設であったりとか、リスクが小さい施設に限定されると思うんですよね。そういった施設について、安全上、クリティカルな話があって、直ちにほかの事業者さんと共有しなければならないみたいな、そういった、ある意味、インパクトが大きいような事象が起こるとは、確率的には多分あまりないのかなというふうな認識でございます。逆に、そういったリスクがあるような施設については、当然、「遅滞なく報」の対象になっているような施設になるのかと思いますので、現状、あまりそういった、「直ちに報」のみの対象となっている施設について、何らかのインパクトが大きな事象が起こると考えるのは、ちょっと難しいかなというふうな認識でございます。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

大きな考え方としては、今、我々もそういう想定で、この提案をしているわけなんですけれども、もし、万が一、非常にクリティカルな事象が発生した、例えば大量被ばくみたいな、そういうものが発生した場合には、その場合には、これは基本的な考え方ですけれども、我々としてのツールとしては、報告聴取をかけるとか、そういう、ほかの法令上のスキームで報告を求めるということもできるかと思えますし、あるいは、法令上の報告を求めないまでも、こちらから行政的な指導という形になるかもしれませんが、公開会合で、その状況を我々と共有してもらおうとか、そういうような形で、できるだけ、我々も起きた事象に応じて、しゃくし定規な運用ではなくて、臨機な対応で、当然、我々、委員会にも相談しながらということになるでしょうけれども、そういった柔軟な対応も考えていけるかなというふうには思いますので、その辺は、また、実際起こったときに、事業者の方と、どう対応していくのかというのは、個別に相談することはあり得るかなと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。いいですか。

じゃあ、すみません、ちょっといろいろ議論をいただきましたけれども、基本的な流れとしては、こちらから御提案しました内容について、皆さんの考え方と大きな齟齬はない

ということで、具体的な形にも、ちょっと庁内でまた相談して、詰めていきたいと思いません。ありがとうございます。

では、二つ目のトピックスについて、ちょっと次、議論したいと思いません。廃止措置段階の法令報告対象をどうするかということで、基本的には実用炉、そちらのほうで規定している訓令、そういったものに倣った形で、どういったものを対象にするのかというのを核燃施設についても明確化していこうというような形の御提案でございますけれども、この点について、いかがでしょうか。どなたかございますか、御意見。ありませんか。

これはどちらかという、これまで面談で御要望いただいたものが、ほぼほぼ取り入れた形での御提案にもなっているのかなという気はいたしますけれども、何か一言、言っておきたいとか、コメントがあればお願いしたいと思いませんけれども。実際に廃止措置段階にあるような方々で、もし何かあればと思いませんが。あるいは規制庁のほうから、何かありますか。

じゃあ、宮坂さん、お願いします。

○宮坂係長 すみません。実用炉監視部門の宮坂と申します。

こちらからお伺いするような形になるんですけれども、資料1の5ページ目のところで、実用炉の訓令を引っ張って、試験研究炉の関係で、こちらは実用炉の内容をそのまま読み替えるイメージであるという御説明をさせていただいたかと思うんですけれども、今、実際に廃止措置を進められている研究炉を持っていらっしゃる方に、お伺いしたいなと思っております。立教大学さんなど、こちらの5ページ目の読み替えの運用につきまして、もし御意見があれば、伺えればなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○古金谷対策監 立教大学、お願いできますでしょうか。

○大村管理室長 立教大学でございます。

読み替えについては、特に意見等はないところでありまして、廃止措置の段階に応じて、実用炉のほうで段階を踏んで報告する案件が考慮されているという観点から、やはり試験炉においても、同じような考えが適用されたほうがよろしいのではないかという趣旨でございました。

以上です。

すみません、今、カメラが映ります。

○古金谷対策監 すみません。ありがとうございます。御意見は聞こえておりましたので、はい、ありがとうございます。

ほか、廃止措置のところ、何かあるんでしたっけ。

○宮坂係長 それでは、同じ観点になるんですけれども、都市大さんはいかがでしょうか。

○古金谷対策監 都市大学ですかね。いかがですか。お願いします。

○内山技師 東京都市大学、原子力研究所の内山です。

私どもも立教大学原子力研究所さんと同じ、同様の考えでございます。特に問題はなかるうかと思いません。

○古金谷対策監 都市大学の方も、ありがとうございました。

基本的に、これで問題ないのではないかというような、具体的な廃止措置段階にある施設をお持ちの事業者の方からの御意見でしたけれども、ほかに何かありますか。ほかに何かありますか。

ほかはどこかあるんでしたっけ。どうですか。

○福永検査官 原子力規制庁の福永ですけども、さっきの5ページの丸の二つ目、特に使用施設の中で、一つの許可で複数の施設を持っている、ちょっと特殊なパターンもあるかと思うんですけども、今、紙に書いている考えについて、何か意見があればと思いますが、多分、この対象としては、またJAEAさんになるかと思うんですけども、何か御意見等ありますでしょうか。

○古金谷対策監 いかがですか。

じゃあ、またJAEA東京事務所、お願いします。

○中村技術副主幹 原子力機構、安核本部、中村です。

御提示いただいた案は、機構の状況を踏まえて御検討いただいたものだというふうに認識しております。ここ、記載していただいたとおり、使用変更許可の中で、廃止は進めさせていただいておりまして、その許可変更の際に、設備、廃止に向けてどうこうするといった文言等は、記載されることもありますので、そういった中で、この施設は廃止に向かっている設備だと、この施設はまだ今後使っていく施設だといったところ、線引きはできるというふうに考えております。ですので、今回御提案いただいた内容で、原子力機構としては、問題ないかなというふうには理解しております。

以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございました。JAEAさんのほうも、特にこれで問題ないのではないかというお話ですね。はい、ありがとうございます。

大体、これぐらい、じゃあ、木村さん、お願いします。

○木村補佐 すみません。原子力規制庁、木村でございます。

先ほどの使用のやつなんですけども、今、JAEAさんのほうから、こちらから提案したのでよいのではというお話だったんですけども、実際に変更許可で廃止に向けた取組を始めますということになるんですけども、実際にこの施設の廃止措置じゃないんですけども、廃止に向けた取組、終わりましたというのは、何かしらクライテリアがあるものなんでしょうかというのを伺いたいです。よろしくをお願いします。

○古金谷対策監 はい、お願いします。東京事務所の中村さん、お願いします。

○中村技術副主幹 原子力機構安核本部、中村です。

廃止が終わった状態、当然、許可から落ちてきている状態になりますので、最終的には、使用変更許可の中の別冊という形で各施設編がございまして、その別冊の一つが丸々なくなると。許可上の扱いはそうなっております。

仮に、これが、当然、使用施設として管理区域を有して、核燃物質の使用をしてきてお

りますので、許可から落とした後に管理区域解除の対応、要は除染とかをして、最終的に保安規定を有する施設、要は該当施設の場合は保安規定の変更認可をもって管理区域解除をするということになっておりますので、その時点で施設が、要は炉規法の管轄から外れるというふうな整理になってございます。

以上です。

○木村補佐 規制庁、木村です。

ありがとうございます。理解しました。

○古金谷対策監 すみません、中村さん。古金谷ですけれども、完全にある施設が廃止措置が終わった場合には、保安規定が変更されて、その認可を経るというところだけですか、設置許可のほうの変更とか、そちらもあるんですか。先ほど別冊でついているという話がありましたけれども、それがそっくりなくなるような変更許可というものがやっぱり必要になるということなんですか。あるいは、届出でもいいんでしょうけれども、いかがですか。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。

今おっしゃったとおり、まず最初に変更許可をして、その別冊をまずなくすという許可をいただきます。その上で管理区域解除の作業をして、最終的に保安規定の中で管理区域を落とすというような認可をいただいて終了という流れになってございます。

○古金谷対策監 はい、分かりました。よく分かりました。ありがとうございました。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

特によろしければ、二つ目も基本こちらからの御提案で関係する事業者の方、特に廃止措置中の施設を有している方々も問題ないということで御意見をいただいたということだと理解しております。

では、3番目に行きたいと思いますが、本件、先ほど木村のほうからも経緯も御説明をしましたけれども、本件についての御議論をさせていただきたいと思いますが、どなたか御質問やコメント、ございますか。

では、近畿大学、お願いします。

○芳原管理室長 近畿大学の芳原です。

3.につきまして、丸が2個というか、提案が2個ということで挙がっております。一つ目の丸については、合意といいますか、いいのではないかと思うんです。2番目の丸の外運搬規則について発電、要は実用炉の事業者も含めて議論というのは、具体的にはどこのあたりを議論する、要は「等」を含めるか否かというところについて議論するという、そういったことでよろしいんでしょうか。

○木村補佐 原子力規制庁、木村でございます。

今、お尋ねの点につきましては、御理解のとおりで「等」を含めるかどうかという議論をさせていただきたいと思います。

実際に、それぞれの事業者さんがどういうものを外運搬していて、実際にそれが盗取、

または行方不明、所在不明になった場合に、どのぐらいの危険性を、リスクを見込んでおくべきなのかというようなことも含めて、きちんと確認をした上で「等」を入れるか入れないかというようなことも想定をしなければいけないのではないかと思いますので、改めてそのような観点も含めて、引き続き議論をさせていただければと思っております。

以上です。

○芳原管理室長 ありがとうございます。「等」については、やはり入れる場合、やっぱり実用炉さんのほうが物量、結構多いので、やはり含めて議論していくというのは非常に重要なことだと思いますので、はい、理解しました。ありがとうございます。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

ほか、何かございますか。

○油田社長補佐 日本核燃料開発株式会社の油田といいますか、よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 はい、お願いします。日本核燃料開発、お願いします。もしよろしければ、カメラをオンにさせていただけるとありがたいですが、いかがですか。

○油田社長補佐 はい。少々お待ちください。

○古金谷対策監 お願いします。

○油田社長補佐 私は、この丸一つ目、汚染された物の現行の記載を維持するということころなんですけれども、私たちの考えでは、汚染された物も盗取や紛失があった場合は、場合によっては法令報告とすべきではないかと考えております。

例えば、先ほどおっしゃられたように、持ち出すときまで汚染物なのかどうか分からない物まで対象とは考えておりませんが、私たちが取り扱っている汚染された物の中には、自分たちが被ばくしないように遮蔽を通して使用している物、あるいは、自分たちが内部被ばくしないようにフードで取り扱ったり、マスクをして取り扱ったような汚染物、これらが紛失や盗取によって何ら被ばくの対策を取っていない公衆にさらされたとなると、それは、私、大変なことだと思うんですね。

だから、汚染された物全部を一つに考えずに、やはりあるレベルからレベル上げて考えられたほうがよろしいんじゃないかと思います。

公衆にとっては、核燃料物質で被ばくするのか、放射性同位元素で被ばくするのか、汚染物で被ばくするのか、何によって被ばくするのかというのはほとんど興味がなくて、どれだけ被ばくするんだ、どれだけ被ばくしたんだというのに興味があるんじゃないでしょうか。

○古金谷対策監 ありがとうございます。今の御意見に対して何か規制庁のほうからコメント、ございますか。どうぞ。

○木村補佐 規制庁、木村でございます。コメントをいただきましてありがとうございます。

お尋ねなんですけれども、実際に遮蔽をされたりマスクをしたりする対象の物というのは、このぐらいの汚染が、このぐらい以上の汚染がある物というクライテリアを何かお持

ちだったりするのでしょうか。

○油田社長補佐 日本核燃料開発株式会社（NFD）の油田です。

明らかにこれ以上とかといった数値を明確に定めているわけではございません。ただ、それを取り扱うに当たって、私たちは作業計画書なるものを作っているんですけども、それを関係者で見て、それはフード内で取り扱わないと駄目だよだとか、ちょっとはっきりしたクライテリアはないんですけども、そんな形で決めております。

特にもう最初から、例えば発電炉のほうから持ち込んだ試験試料としての構造材があるんですね。そういった物は物すごく線量が高くて、それはもう最初からIDをつけて管理しておりますので、それが盗取されたり紛失というのは物すごい大変なことだと考えております。ほかのちょっと汚染したかどうかという物については、それらを取り扱う段階でちょっと相談しております。

それから、廃棄物については、廃棄物になった段階で登録しておりますので、その廃棄物単位で、明確にどんな物が入っているかまで100%分かりませんが、人への影響という意味では、容器単位での線量は管理しておりますので、IDをつけて廃棄物体一つづつについては盗取されたか、失ったか、紛失したかは分かるようにしております。

○古金谷対策監 古金谷ですけども、一つ質問させていただいていいですか。今の論点は、公衆の方への被ばくのおそれというところだと思うんですけども、それでよろしいですよ。

○油田社長補佐 NFDの油田です。

そうです。

○古金谷対策監 公衆という場合には、最初の白丸はどちらかというと、原子力施設の管理区域内の話を論じている内容でございます。そういう意味で言うと、公衆というよりも、従事者ですかね。そういったような方々への被ばくのおそれというものが対象になるのかなというふうには思うんですけども、外運搬規則が、どちらかというと、施設の外で実際に汚染された物も含めて、公衆の近くに行く可能性があるということからすると、こちらのほうは、おっしゃるようなところ、懸念される点はあるのかなという気はしたんですけども、同じようなことが、この管理区域内、原子力施設の中での管理区域内というところでも同じような懸念がやっぱりあるのではないかという、そういう御指摘でしょうか。いかがでしょうか。

○油田社長補佐 日本核燃料開発株式会社の油田です。

ここに盗取というのも入っていますので、盗取された物が公共にばらまかれるリスクはやっぱり考えるべきかと思えます。

○古金谷対策監 ですから、管理区域内で盗取をされて、それが外部に持ち出されて、それが公衆のほうにさらされるという、そういうおそれがあるという、そういうことでございますね。

○油田社長補佐 日本核燃料開発株式会社の油田です。

そのように考えております。

○古金谷対策監 はい。了解しました。ありがとうございます。

今の御意見についていかがですか。ほかの事業者の皆さんからでも、いかがでしょうか。では、近畿大学、お願いします。

○芳原管理室長 近畿大学の芳原です。

おっしゃること、すごくよく、いわゆるダーティボムみたいな物のおそれがある場合には、直ちに報告したほうがいいのではないかという、そういった話だと思しますので、ただ、そういう場合にはやはりクライテリアを先に作って、そっちのほうを議論、枠としてどうするかというのも大切ですけど、併せてクライテリアの議論も一緒に進める必要はあるのかなという気はします。

すみません、何の答えにもなっていないような意見ですけれども、以上です。

○古金谷対策監 恐らく、今回のこの会合を開く前に、核燃の事業者の方々と意見交換をやらせていただいて、実際に管理区域内で発生する放射性物質に汚染された物、様々な物が出てくるというものを一つ一つ、いろんなごみみたいな物も当然あるかと思しますので、そういった物を管理するというのが現実的ではないのではないかという御意見が多数寄せられていたと思しますので、そういったところとの兼ね合いで、現実的にどういったところができるのかというのが、恐らく、今、近畿大学の芳原先生からもあったクライテリアをどうするのかということかというふうに思いますけれども、核燃料開発さんのほうで何か具体的なそういうクライテリアとして、例えばこんなものがあるんじゃないかというようなお考えというのはございますか。

○油田社長補佐 日本核燃料開発株式会社の油田です。

特に私たちが具体的なものは持っておりませんが、近畿大学さんがおっしゃったように、クライテリアは必要だと思っております。

例えば、1Fの事故の後、汚染物で皆さん、困っていると思うんですね。あのときに、汚染土の管理の基準とかを決めたような手法を用いて、国のほうで何かクライテリアを決めていただけるとよろしいんじゃないかと思えます。

○古金谷対策監 ありがとうございます。ほかに御意見、いかがですか。

近畿大学、お願いします。

○芳原管理室長 核燃料開発さんから御提案で、物すごくよいとは思うんですけど、実際それをやるときには、ある程度手法をやって、多分、実際に論理とクライテリアをビルドアップする際においては、実務としてちゃんと回せるかどうか意見交換のときに確認しながら一步一步進めていただければと思しますので、よろしく申し上げます。

○古金谷対策監 ありがとうございます。当然、いろいろな制度の具体的な設計もこういう場でも意見交換したいと思っております。

今日は具体的なクライテリアを決めるということではありませんし、そもそもちょっと御提案している方向性について御議論させていただきたいということで今回開いております。

すので、核燃料開発さんからいただいた意見をどうするかというところは、これからも検討する必要があるとは思っております。

ほか、何か御意見、ございますか。規制庁からでも結構ですけど。

では、木村さん。

○木村補佐 規制庁、木村でございます。

いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。そうすると、本日のこの今4ページの白丸の一つ目につきましては、原子力施設については、もう「等」を入れないで現行の記載を維持することとしてはどうかということで御提案をしましたが、そのクライテリアを何らか検討するという含めて、今後、そういうことをするのが現実的かとか、実際にクライテリアを決められるかという議論も含めて、今後、引き続き検討、議論を進めるという方向になるのでしょうかという、すみません、誰に聞いているんだという感じになりますけれども、そういう方向でいかがでしょうか。

○古金谷対策監 もしよろしければ、今、御意見をいただいたのが核燃料開発さんと近畿大学さんですので、ほかの事業者の方からも今の関係について一言ずつでも御意見をいただければと思いますけれども、いかがですか。

今、日本原燃、六ヶ所ですかね、お願いします。

○廣崎課長 日本原燃の技術課の廣崎と申します。

音声、大丈夫でしょうか。

○古金谷対策監 はい、お願いします。

○廣崎課長 今のところ、核燃料物質の盗取のところ、今、意見を聞いていて私の考えというのを今この場で話をさせてもらいたいんですけど、例えば再処理規則の19条のところ、7号という条文があります。何かというと、使用済燃料等が管理区域外で漏えいしたときという条文でして、そこ、具体的に何かというと、使用済燃料等が管理区域外で漏えいした場合に報告を求めますよという条文でして、ここには「等」がついていますので、使用済燃料等以外の核燃料物質等も含まれるのかなという考えでして、先ほど、原子燃料工業さんですかね、話をされていた核燃料物質等が管理区域外に持ち出されて汚染を広げるという場合は、この条文に該当するんじゃないかなという考えがあったので、ちょっとこの場で意見を出させてもらいました。

以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

恐らく、これは、どちらかというと、液体の物が漏えいするとか、そういう物で、紛失したというものではないんじゃないかなというふうに思います。

もしよろしければ、補足をお願いします。

○村田統括 実用炉監視部門、村田でございます。

今、原燃さんから御指摘いただいた条文、7号については、再処理施設に限らないんですけど、訓令を作っているのがございまして、それを見ても、廃棄施設を通じて管理

された状態で排出されるものが、排気口や海洋放出出口以外の場所から漏えいするという、そういった事象を想定している号ではありませんので、先ほどから議論している盗取されると、意図的に持ち出されるというか、そういった状態のものを、現時点ですけど、ここで想定してこの号を作っているわけではないというふうに理解をしています。

なので、もしそういうものをここに含むという話になるのであれば、少しこの解釈のところも考える必要があるのかもしれないし、もしくは、盗取のところ、第1号のところで別途読み込んでいくとするのかということころは、そこはちょっと、少し整理をしないといけない部分があるかと思えますけれども、現時点では、廃棄物、放射性廃棄物なり、すみません、液体なり、気体なりものが管理区域から漏えいしたものであるというところでは、ちょっと観点も、この号は、現時点では違うのかなと思っています。

以上です。

○廣崎課長 日本原燃の廣崎です。

理解しました。ありがとうございます。

○古金谷対策監 せっかくですから、今の日本原燃さん、ちょっと追加で聞きたいんですけど、今、汚染された物を、施設内にある汚染された物が所在不明、あるいは盗取されたということを法令報告の対象にするというところの核燃料開発さんなどの意見、コメントですけども、この点について、実務上の観点とか、そういうところで何か御意見とかコメントとかも、もしあればお願いできればと思いますけれども、いかがですか。

○廣崎課長 日本原燃の廣崎ですけど、私、再処理施設のほうを担当しているんですけども、管理区域の中にはいろんな物品とかも含めて核燃料物質、物品自体は核燃料物質等ではないんですけど、それがもし汚染しているといった場合には、「等」に該当したりとかということもあるかと思うので、それをすべからず管理して、物がなくなったから先ほどの一言に該当するというような判断というのは、かなり難しいかなと思っていました。

なので、規制庁さんから今日、提案いただいた4ページのところで第1号はあくまで核燃料物質の盗取に限定して、あと、外運搬規則のところで核燃料物質等ということで、こちら、運搬については廃棄物だったりとか、いろんなものを運ぶので等が入っていたほうがいいのかなどは思うところもあって、それについて、発電炉も含めて議論していくということでしたので、提案いただいた4ページの案は、今はいいのかなどという考えでした。

以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

まあ、ここで結論を出すということではありませぬので、当然のことながら、この今日の資料1の3ページ目の白丸の一つ目、管理区域内の汚染された物、それが盗取されたり所在不明になったら対象にするかどうかということころは、当然、発電所の原子炉設置者を含めて議論しなきゃいけない論点かなと思いますので、皆さんともまた改めて議論したいと思えますけれども、せっかくですので、一言ずつお願いできればと思うということで、今、発言をお願いしているところがございますが、ほか、事業者さん、いかがですか。特にな

いですか。

例えば、JAEAさんだったり、加工の施設の方だったり、いかがですか。特にありませんか。

あと、すみません、今日、発電炉の関係では東京電力だけ参加いただいています、もし何か本件、何かコメントがあれば、現時点でも何かあればお願いできませんか。いかがですか。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力の長江でございます。

音声、聞こえておりますでしょうか。

○古金谷対策監 はい。お願いします。

○長江運転管理グループチームリーダー 御説明ありがとうございます。先ほど試験片のお話がちょっと出たかと思いますが、そういった試験片を発電所の構外に持ち出すという形になれば、それなりの容器に入れるなりして持ち出す形になろうかと思えます。そういった場合であれば、もう明らかにそこに物があると、それ以外の物が入っていないという形の中で盗取等が発生、あとは所在不明という状態になれば、外運搬のほうで「等」が入ったとしても対応はできるかなというふうに考えてございます。

あとは、やっぱり発電所は非常に施設として大きいものでして、その中で核燃料物質等に汚染された物というのが、仮に盗取、所在不明という形になった場合に、実際にどれだけの物量の物が、どれだけ盗まれた、ないし、どこか場所が分からなくなったというところは、果たしてすぐに分かるのだろうかというところがちょっとやっぱりなかなか難しいところはあるかなというふうに思っている次第でございます。

こちらからは以上です。

○古金谷対策監 コメント、ありがとうございました。

核燃の方々、ほか、よろしいですか。せっかくですからコメントをお願いできればと思いますけれども。加工の3社の方、いかがですか。

○小又副部長 三菱原子燃料ですが、よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 はい、お願いしたいですけれども、もしよろしければ、カメラもオンにいただければと思いますが、いかがですか。

○小又副部長 今日、ちょっとカメラをセットしてなかったの。

○古金谷対策監 ああ、そうですか。分かりました。じゃあ音声だけで結構でございます。聞こえていますのでお願いします。

○小又副部長 ウラン加工施設は、今は当然、さっきから話がありましたけれども、実際にそういう汚染された物が盗取されても、分かれば当然報告するものと認識していますので、肝心なところは、それがなくなったかどうかというのが分かるところかなと思えますし、あと、外運搬でという話がありましたけれども、外運搬ですと、当社の場合ですと、廃棄物を運搬するということは、構内で保管廃棄になるので、ないかなとは思いますが、例えばUF₆シリンダですね。原料のシリンダを空にして洗浄をするんですが、中身は若干

汚染されているという空のシリンダを運搬しているものがシリンダごと盗取されたとかとなれば、それは物がなくなったと分かるので、そういうときには当然報告するべきものだと認識しているというような、現状、そういう考えでございます。

以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。

あと、ほかいかがですか。原燃工さん、いかがですか。

ちょっとお待ちください。ちょっとこちらからコメントします。

○村田統括 実用炉監視部門、村田です。

先ほどのシリンダのお話の分、ちょっと原子燃料さんにお伺いですがけれども、今現時点では外運搬のところには「等」が入っていない状況になっています。報告されるというお話がありましたけれども、これ、もう厳密に法律と、訓令の解釈をすると、シリンダであれば報告する対象物としてなるのでしょうか、「等」で読めるという、「等」で読めれば報告する、そういうことになりますか。

○小又副部長 「等」で読むということなのか、とにかく、汚染されている物というのは、一応、核物質が付着しているというか、核物質そのものと考えて報告するべきもののかなということとちょっと関係者ではそういう話をしています。

○村田統括 実用炉監視部門、村田です。

そうすると、やはり先ほども拭き取ってと、汚染を拭き取った、洗浄なりをした上ではというものの、やはり物が多少なりとも残っている可能性があるということで、盗取という、その物全部が盗まれてしまうということがあれば、報告対象になるであろうというお考えだと、そういうことですかね。

○小又副部長 三菱原子燃料です。

おっしゃるとおりですね。そういう考えで現状、います。

○村田統括 ありがとうございました。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

では、原燃工さん、いかがですか。

○瀬山安全管理グループ長 原子燃料工業の東海の瀬山です。

私どもの議論のやはり論点としては、近畿大学の先生がおっしゃっていたようなところと同じところかなと思っておりまして、やはり核燃料物質によって汚染された物ですね。仕切りをある程度してしまわないと、何でもかんでもとなっていくと、やはりそれをどう管理するのかという難しさもありますので、そういったところはよくよく議論も進めて決めていくものかなと思ってございます。

新しい意見ではございませんが、そういった感想でございます。以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。

最後、GNF-Jさん、いかがですか。

○森担当副部長 GNF-Jの森でございます。

特に新しいあれではないんですけれども。

○古金谷対策監 はい、お願いします。

○森担当副部長 クライテリアというのは必要だろうと思うんですけれども、それは、クライテリアはそれが持ち出された後の一般公衆の被ばく評価とかを行って、例えば5mSvとか、そういうのに超過するのに相当する放射能とかになるのかなと思うんですけれども、それが決まったとして、それを管理区域内の物品全てを対象にして管理するのを個別に、やり方としてはそういうやり方が難しいかなと思うので、施設で保有している核燃料物質のリスクとかに応じて何かもうちょっと実務上も担保と説明が可能なやり方を何か考えられないかなというふうに考えました。

すみません、以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。

ほか、何かございますか。

どちらかという、我々、これまで法令報告の見直しというものはグレーデッドアプローチを適用する、で、実用発電用原子炉施設と同じような規定がある中で、核燃料施設というのは、今日の論点の一つ目でもありますように、グレーデッドアプローチを適用して、実用炉に比べて報告対象というものをもう少し絞り込んでもいいんじゃないか、あるいは、報告の内容も「直ちに報」だけでもいいんじゃないかという議論をさせていただきました。

その中で、今日、日本核燃料開発のほうから御提案いただいた内容というのは、どちらかという、これは別にグレーデッドアプローチでなくて、新たに発電炉も含めて、ここは報告対象として追加すべきではないかというような御提案をいただいているというところかと思えます。

一方で、被ばくのおそれというところがあるんですけれども、実際に被ばくした場合の法令報告というのは、当然、今も第何号かちょっと忘れちゃったけれども、あるというところではありますので、その被ばくのおそれがあるというところで汚染された物、核燃料物質だけじゃなくて、汚染された物も必要かどうかというところは、一つ大きなこれまでの考え方と違うところでの論点になるかなと。

要は、核燃料物質というものは、汚染あるいは被ばくというような観点でもあるんですけれども、やはりセキュリティーの観点で、これが盗取されて何か兵器開発のほうにつながるとか、そういうようなおそれもあるという両方の、セキュリティーだけの観点ではないと思いますけれども、そういったおそれもあることから、具体的に計量管理もしているというところもあって報告対象にしているということになりますので、汚染された物という物が、施設内でどのような形でやっていけばいいのか、一定のクライテリア、スレッシユホールドをつけてということになりますけれども、そうすると、そのスレッシユホールドを超えているか、超えていないかというようなところの評価をした上で、法令報告です、法令報告ではありませんというようなことをやっていくことになろうかと思うんです。

よね、実務上はですね。

それをするだけの、法令報告としてやるだけの意味があるのかどうか。先ほどMNFの方もおっしゃっていましたが、我々、法令報告じゃなくても、何かトラブルがあった場合には幅広くいろいろな報告をこれまでも受けてきているというようなことで、これは運用でやっている話ですけれども、法令報告じゃないものだとしても、いろいろなちょっとした管理区域内での何か漏えいであったりとか、そういう法令報告対象外でもいろいろなトラブル（の報告）をもらっているという実際の運用がなされていく中で、今、核燃料開発さんがおっしゃったものを、当然、そういうものがあった場合には、法令報告対象外としても我々、報告をいただけるものだというふうに認識していましたが、それを新たに法令報告という枠組みに、ある意味、規制上は格上げするような形できっちりと報告をしてもらうというものになるということに変更するという話になると思いますので、そういう意味では、いろいろな事務所、事業者の方々にそのクライテリアを設けたとしたら、クライテリアに応じて法令報告なのか、法令報告ではないのかというようなところをしっかりと峻別していただいて、規制庁のほうに報告してもらおうと。クライテリアを超えたものについては、法令報告対象なので、それは「直ちに報」だけになる場合もあるかもしれませんが、しっかりと報告をしてもらうというような形になりますけれども、そういう運用が実際に現実的に可能なかどうかというところは、引き続き議論させていただければというふうに思います。

ありがとうございます。

これはちょっと、今日、結論というわけにはいかないと思いますので、引き続きちょっと検討したいと思いますけれども、外運搬規則のほうについては、特によろしいですかね。今日、ここでの我々の提案としては、ここで何かというよりも、関係する事業者が発電所の関係もございますので、彼らにも参加いただいた上で改めて議論をさせていただくということかと思っておりますので、こちらのほうについて何か御意見、コメント、ございますか。

よろしいですか。

ありがとうございます。では、この論点3については、いずれにしても次回ですかね。次回あんまり時間を置かずに、参加いただく事業者には声掛けをさせていただいて、早めに本件、1回議論をさせていただく機会を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、今日の全体、取りあえず、我々として準備したもの三つについては御議論をいただきました。先ほどの面談録にもいろいろほかにもコメントをいただいていますということで備忘録的に付記しているものがございますけれども、全体を通じて何かコメント等ございましたらいただければと思いますけれども、いかがですか。

よろしいですか。特にありませんかね。

はい、ありがとうございます。

では、最後に、これまでの面談等を通じましていただいている事業者からのコメントで

すね。それに対して少しこちらの考え方というものを御説明したいと思いますので、ちょっとお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、近田さん、いいですか。

○近田係長 規制庁、事故対処室、近田です。

昨年、実施いたしました意見交換の際に頂戴しましたコメントとして、地震時の連絡や法令報告をファクスではなくメール等の手段で実施したい、また、各種連絡、報告について、柔軟な対応をしてほしいというコメントをいただいております。これについて回答させていただきたいと思います。

まず、通信手段なんですけれども、これをファクスにしなければならないという制約はありません。事故トラブル等について、迅速な報告を求めていることから、主な通信手段として当時、ファクスを採用していて、それが定着したという経緯があります。

規制庁としては、ペーパーレス化を推進する政府全体の方針に基づいて、原子力規制委員会に対する各種連絡、報告については、将来的には柔軟にメール等の手段を検討、導入していきたいと考えておるところなんですけれども、現時点において、ファクスでのみ連絡が可能としている施設、または関係する施設や事業者さんが非常に多くあり、速やかな対応はちょっと困難だということでもあります。

いずれにせよ、規制庁としては将来的にコメントいただいたとおり、メール等の導入を検討したいと思っております。

私からは以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。ちょっとこれ、やはり一定の時間、いろんな関係者との調整も必要ですので、一定の時間がかかるかなと思いますけれども、前向きに検討していきたいと思いますが、本件、何かコメント、ございますか。特によろしいですか。

ちょっと具体的なやり方とか、その辺はまた詰めて御相談をさせていただこうと思えますし、これは、今日、御参加の事業者以外の方ですね。原子力事業者全てに関係する話ですので、広く皆さんに相談しながら検討を進めたいと思います。よろしく願いします。

よろしいですね。ありがとうございました。

では、特に御意見等ございませんでしたら、今日は予定していたものはこれで終了ということになります。特に今日、御議論をいただいた論点でいうと三つ目ですね。これについては、ちょっと早急に日程調整をして、こちらの考え方もまとめつつ、再度、皆さんに御相談をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特にコメント等ございませんようですので、これにて終了したいと思います。ありがとうございました。